

CLAIR REPORT No.284

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

パリッシュの動向

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 284 (Aug 11, 2006)

財団法人自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

目 次

はじめに

概要	i
第1章 パリッシュの概要	1
第1節 パリッシュとは	1
第2節 パリッシュの歴史	1
第3節 パリッシュの構造	2
1 パリッシュの役割と機能	2
2 パリッシュの設立方法	4
3 パリッシュの構成と事務局組織	4
4 パリッシュの活動財源と二重課税問題(Double Taxation)	4
第4節 全国パリッシュ協会(NALC)	5
1 設立趣旨	5
2 全国パリッシュ協会(NALC)のメンバーに対する役割	6
第2章 パリッシュの近年	8
第1節 クオリティ・パリッシュ&タウン・カウンスル制度	8
1 導入の経緯	8
2 概要	8
(1) クオリティ・ステータスの認定要件	8
(2) クオリティ・ステータス認定の効果	9
第2節 クオリティ・パリッシュ後の主な動き	10
1 「地方自治体の未来:10年後のビジョン(The future of local government:Developing a 10 year vision)」	10
2 「持続可能なコミュニティ:住民と地域の繁栄のために 副首相府による5か年計画(Sustainable Communities:People, Places and Prosperity)」	11
3 「活力ある地域リーダーシップ(Vibrant Local Leadership)」	11
4 「市民の関与と公共サービス:なぜ近隣社会が重要か(Citizen Engagement and Public Services:Why Neighbourhoods matter)」	12
5 労働党マニフェスト「Britain forward not back」	13
第3節 ロンドンでのパリッシュ設立の動き	13
1 「もっと多くの都市パリッシュを(More urban parishes)」 (2005年3月31日号)	14
2 「ロンドンのパリッシュに権限を与えることを進言されたロンドン自治体 構造検討委員会(Power is in the parishes, commission told)」 (2005年6月23日号)	14

3 「ロンドンへのパリッシュ設立案に水を差すマリオン議長 (Malyon pours cold water on London parishes idea)」 (2005 年 7 月 14 日号)	15
4 「ロンドン自治体構造検討委員会、最終報告書を発表 (One call will fix it all in a new-look London body)」 (2006 年 2 月 16 日号)	15
第 3 章 パリッシュの活動実態	16
第 1 節 パリッシュと広域自治体及び基礎的自治体との一般的な関係	16
第 2 節 イングランドの最大規模のパリッシュ(ウェストン・スーパー・メア)	16
1 ウェストン・スーパー・メア・タウン・カOUNシルの概略	16
2 設立の経緯	16
3 設立から現在まで	17
第 3 節 イングランドの大規模なパリッシュ(ダンスタブル)	19
1 ダンスタブル・タウン・カOUNシルの概略	19
2 設立について	19
3 設立から現在までの主な出来事	20
第 4 章 パリッシュ全国大会 (NALC Annual Conference) に出席して	25
資料編	27
【資料 1】パリッシュ・カOUNシルの権限一覧	27
【資料 2】クオリティ・パリッシュ&タウン・カOUNシル制度の申請用紙	30
参考文献等	36

はじめに

英国では、日本の市町村に相当する基礎的自治体よりさらに小さく、しかしながら、地域住民に最も密着した行政サービスを行うパリッシュという自治体が存在しています。基礎的自治体に比べて権限は限られていますが、住民の代弁者・代表者として、単なる団体としてではなく法的に保証された自治体という形で、住民の声を基礎的自治体や広域的自治体（日本の県に相当するカウンティ等）、さらには中央政府に伝えるという役割を持つ英国の地方自治において重要な地位を占めている自治体です。

当事務所では、英国の全国パリッシュ協会が発行した「PARISH GOVERNMENT 1894-1994」を翻訳し、「パリッシュ政府百年史 1894-1994」として1996年3月に出版しました。そこでは、パリッシュの基礎を定めたといえる1894年の地方自治法からその後100年間の推移が詳しく説明されており、パリッシュについての文献が限られていた当時では非常に貴重なものでしたが、その後10余年の歳月が経過し、パリッシュを取り巻く環境も大きく変化しています。

英国では、日本や他のヨーロッパ諸国と比較すると、一つの基礎的自治体における人口ははるかに多いのですが、自治体の広域化による一層の行政の効率化が進められています。他方、自治体の広域化が進めば、地域住民と自治体との距離が広まることは避けられないため、より住民に密着した行政サービスを行うことを目指して、英国政府は「近隣地域による自治 (Neighbourhood governance)」という言葉を盛んに使用しています。これは意思決定の場は地域コミュニティに存在するという概念であり、その役割の中心的担い手として政府はパリッシュに注目しています。

本書では、こうした近年のパリッシュの現況と今後の展望を紹介するもので、最も住民に身近に存在する自治体であるパリッシュを理解し、また市町村合併が進展している日本の地方自治体関係者にとって、今後の地方自治のあり方を考える上での一助となることを願っております。

平成 18 年8月

財団法人自治体国際化協会
ロンドン事務所長 内貴 滋

概 要

第1章「パリッシュの概要」では、パリッシュの概要として、パリッシュの歴史や構造に触れ、パリッシュと基礎的自治体との間でしばしば問題となる地方税 (Council Tax) における二重課税問題 (Double Taxation) について触れた。また、パリッシュの全国組織である全国パリッシュ協会 (NALC) の設立趣旨や役割についても説明する。

第2章「パリッシュの近年」では、2003年6月から導入された「クオリティ・パリッシュ」制度について説明し、副首相府 (ODPM) から2004年7月と2005年1月に公表された一連の報告書と、2005年5月の総選挙直前に労働党から発表されたマニフェストのパリッシュに関する公約を紹介し、最後に、労働党がそのマニフェストで公約した「法律でパリッシュ設立を禁じられているロンドンにもパリッシュを設立する権限を拡大する」ことに関して、地方自治体向けの情報誌であるMJ (The Management Journal for local authority) 誌の記事を紹介する。

第3章「パリッシュの活動実態」では、実際に訪問したイングランドの2つのパリッシュ、最大規模のウェストン・スーパー・メア・タウン・カウンスル (人口約 71,000 人) と大規模なダンスタブル・タウン・カウンスル (人口約 33,500 人)、を紹介する。

最後に、第4章「パリッシュ全国大会 (NALC Annual Conference) に出席して」では、全国パリッシュ協会 (NALC) が協会メンバーに対して、議員や事務責任者が会合し、パリッシュの問題を討議できるような機会として年1回開催している全国大会への参加記録を掲載している。この全国大会には当事務所から2003年度から参加しており、本書では2005年9月にイーストボーンで開催された2005年度の全国大会の様子について報告する。

また「資料編」では、副首相府 (ODPM) から2003年6月に公表された「クオリティ・パリッシュ & タウン・カウンスル制度—クオリティ制度の説明— (The Quality Parish and Town Council Scheme-The Quality Scheme Explained-)」の中から、「パリッシュ・カウンスルの権限一覧」と、第2章で紹介するクオリティ・パリッシュ制度に関する「クオリティ・パリッシュ & タウン・カウンスル制度の申請様式」を掲載している。

第1章 パリッシュの概要

第1節 パリッシュとは

イングランドにはパリッシュと呼ばれる自治体が存在する。法律上のパリッシュとされるものの中には、パリッシュ又はヴィリッジ(非都市部の小規模なもの)¹と呼ばれるものと、タウン・カウンスル(都市部の大規模なもの)と呼ばれるものがあり、総称してローカル・カウンスルとかパリッシュ・カウンスルと呼ばれている。

イングランドの地方自治体構造の種類には、①カウンティ(日本の県に相当する広域地方自治体)とディストリクト(日本の市町村に相当する基礎的地方自治体。歴史的経緯からバラの名称を使用している地域もある。)から構成される二層制構造、②大都市圏に存在するメトロポリタン・ディストリクト(産業革命を担ったような大都市)や非大都市圏に存在するユニタリー・オーソリティー(日本の政令市に類似する)のような一層制構造²、③グレーター・ロンドン・オーソリティー(GLA)とロンドン区(32)及びシティ区(1)から構成されるロンドンのみに見られる特殊な構造、の3種類が存在する。

ロンドンは例外として、①又は②の構造の下層にパリッシュと呼ばれる自治組織が存在し、サービス供給に関する大きな権限は与えられていないものの、住民に最も身近な自治体、いわば地域における代表団体として機能し、重要な役割を担っている。

第2節 パリッシュの歴史

パリッシュはもともと教会の教区に起源を持つ(教会の教区を指す)ものであるが、時代の変遷と共に、次第に地方自治体としての機能を与えられてきた。「1894 年地方自治法 (Local Government Act 1894)」に基づき、初めて 1897 年に法的な法人格が認められたことにより、地方自治体としての明確な性格が与えられ、宗教上の教区から明確に分離されるとともに、パリッシュ議会(カウンスル)あるいは住民総会(ミーティング)を持つという制度が創られた。

その後、1970 年に政権の座についた保守党政府の公約をもとに、「1972 年地方自治法 (Local Government Act 1972)」によるイングランドとウェールズの地方自治制度の改革が行われた。改革の目的は英国の地方自治制度を全て二層制とし、基礎的自治体数をできる限り減少させ、広域化させることによって、効率的で機能的な行政運営を広域的な範囲で実施するというものであったが、一方では住民の主体的な参加を前提として身近な行政の推進を確保できる小規模な自治体(パリッシュ)の設置を認めた。この法律により、ウェールズのパリッシュはコミュニティへと名称を変更し、またロンドンを除いて、新しいパリッシュの設置を可能とする規定が設けられ、その結果地方のみでなく、都市地域のパリッシュが増加した³。

この後、サッチャー保守党政府(1979.05～1990.11)を経て、メイジャー保守党政府(1990.11～1997.05)に移行すると「1992 年地方自治法 (Local Government Act 1992)」に基づきカウンティとディストリクトから成る二層制の地方自治構造をユニタリー・オーソリティーによる一層制のみの

¹ 小規模なパリッシュや議会を持たないパリッシュは自らをヴィリッジと呼ぶ場合がある。

² メトロポリタン・ディストリクトとユニタリーの一層制自治体は日本の県と市町村の機能を併せ持っている。

³ 小規模なパリッシュや議会を持たないパリッシュは自らをヴィリッジと呼ぶ場合がある。

地方自治構造に再編することが目指されたが、各地方自治体の思惑や利害が絡む結果となり、最終的には「二層制の維持も選択肢として認める」という方向に転換せざるを得ず、当初目指したユニタリー・オーソリティーのみによる一層制の地方構造の実現はできなかった。保守党政府はこのような地方自治制度の改革を行ったが、パリッシュの権限が弱かったこともあり、パリッシュの改革には着手しなかった。

1997年5月に誕生したブレア労働党政府は、保守党の政策同様にユニタリー・オーソリティーによる一層制への移行を試みている。それまでの保守党政府が頑なに地方分権を拒んできたのに対し、ブレア労働党政府は「労働党は、地方分権を推進し、意思決定権をウェストミンスター（国会）とホワイトホール（官庁街）から、住民の近いところに移していく。」という当時の公約に基づき、地方分権を推進している。「2000年地方自治法（Local Government Act 2000）」に基づき、各地方自治体に対し、政府が新たに示した3つの自治体構造モデルから1つを2002年5月までに選択することを義務付ける構造改革を実施したが、パリッシュについてはそのまま残存させている。

2002年5月9日には、政策報告書「あなたの地域、あなたの選択（Your Region, Your choice）」を公表し、イングランドの全8地域における地域議会（Regional Assembly）の創設を提案した。その創設の条件は、住民投票で住民の支持を得ること、ユニタリー・オーソリティーが支配的な地域であること、であった。住民投票での住民の賛意を得て、地域議会とユニタリー・オーソリティーによる二層制の地方構造を目指す予定であったが、2004年11月4日に他の地域に先んじて行われた北東イングランド地域における住民投票において圧倒的多数（賛成 22.1%、反対 77.9%、投票率 47.7%）により否決されてしまった。この結果を受けて、ブレア労働党政府の地域議会設立の動きは方向転換を余儀なくされたが、基本的にこれまでの分権と効率性を追及し、広域化と一層制を柱とする方向に変化はなく、地域議会の設立による「地域主義（Regionalism）」から住民により密着した地方自治「近隣地域による自治（Neighbourhood Governance）」へと政策をシフトさせ、広域化によってどうしてもその分希薄となる住民との距離をパリッシュによって埋めるという姿勢が感じられる。

現在イングランドでは約 8,500⁴のパリッシュが存在すると言われているが、「1997年地方自治・レイティング法（Local Government and Rating Act 1997）」に基づき導入された住民自らがパリッシュの設置を請願できるという制度により、住民の請願によって創設されたパリッシュも既に 180 以上になっており、パリッシュは今後も増加の傾向にある。

第3節 パリッシュの構造

1 パリッシュの役割と機能

日本にはパリッシュに相当する制度が存在しないため、我々にとってパリッシュはイメージしにくいものである。日本の住民自治会（町内会）のようなものとも、かなり異なるようである。そもそもパリッシュの人口は、数十人という小規模なものから約7万人以上⁵という大規模なものまで千差万別で

⁴ 2001年度のデータ。2004年10月にNALCが当事務所において行ったプレゼンテーションの資料を参照。この数字には議会（カウンスル）を持たないパリッシュは含まれていないものと思われる。

⁵ イングランドにおいて人口規模最大のパリッシュは南西イングランドのサマーセット県内にあるウェストン・スーパー・マー（Weston-Super-Mare Town Council）で、約 71,000 人である。

あり、そのうえにパリッシュの存在する地域と存在しない地域まであり、その活動内容や規模も大いに異なるので、一般的なパリッシュというものを想像するのは困難である。

各種の法律によって定められたパリッシュが行うことができる行政サービスとしては以下のものがあるが、これらの全てをパリッシュが行わなければならないというわけではなく、パリッシュはこれらの法律で定められた権限の範囲内で自分たちがどの行政サービスを実施するかを決定でき、その選択を任されている。パリッシュは、基礎的自治体が所管する行政サービスのうち、法律で認められ、かつ基礎的自治体によりその行使を任された権限を行使するので、各パリッシュにより提供する行政サービスの内容は自ずと異なることとなる。一般的に言えば、規模の小さなパリッシュよりも規模の大きなパリッシュの方が活発な活動をしているようである。

また、パリッシュはイングランドの各地に存在する地方自治体の一種であるが、どの地域にも必ず存在するものではなく、法律によりパリッシュの設立が禁止されているロンドン以外でも存在しない地域が存在し、一般的には農村部に多く、都市部に少ないのが特徴である。しかし、近年、都市部にもパリッシュの設立が増えてきている。

パリッシュができる行政サービスは限られてはいるが、「パリッシュこそが英国の本物の地方自治を実践している」との言葉が示すように、例え一般的にそれほど重要ではない限られた行政サービスであるとしても、住民が民主的に参加したうえで自分たちの意見をまとめて住民に最も身近な行政サービスを実施できるということが大切であり、その意味では草の根民主主義が確保されていると言える。

（1972 年地方自治法において再規定あるいは補充され、1985 年地方自治法以降も継続されているパリッシュに与えられている機能）

生活関連施設	駐車場・駐輪場・街路灯の設置、道路の敷設、公共の遊歩道や乗馬用の小道の開設、交通標識・バス停設備やベンチ・ポスト・公衆電話の設置
公衆衛生	公衆便所、ごみ箱の設置、上下水道設備の提供
土地	市民菜園・スポーツやレクリエーション関連施設・オープン＝スペース(空き地)の提供と維持、路肩の整備、入会地の管理
建物	集会所・屋内スポーツ施設・公共の時計の設置および整備
事業	催し物の開催、バンドやオーケストラの維持、絵画や工芸等の支援や促進、交歓会・会議・見本市・展示会等の開催
死者関連事業	埋葬や火葬のための施設の提供、霊安室等の設置、古い墓地の整備や廃止、戦争記念碑の維持・修理・保存
その他	教育への副次的なサービスの提供、チャリティの管理や実施

「パリッシューイングランドの地域自治組織(準自治体)の歴史と実態」(山田光也著 北樹出版)111 頁を基に作成。詳細は【資料1】を参照。

2 パリッシュの設立方法

パリッシュの設立方法としては、以下の3つがある。

- ① 国務大臣の指示による設置
- ② ディストリクトやユニタリーといった基礎的地方自治体の申請に基づき、国務大臣が決定する
- ③ 250名以上(あるいは選挙民の10%にあたる数が250名以上である場合には、その数以上)の住民の署名に基づき基礎的地方自治体が申請し、国務大臣が決定する

特に③では、住民自らの署名申請に基づきパリッシュを創設することが認められており、この制度により全域もしくは一部でも既存のパリッシュに含まれていない地域に住む住民は、その地域内にパリッシュを設置することを請願できるようになり、新たに創設されたパリッシュも既に180を超えている。基礎的地方自治体側からすれば、その多くはユニタリー・オーソリティーやディストリクトの主導によるものであったとの意見もあるようであるが、住民に直接パリッシュを設置する権利が与えられていることは意義深いことである。

3 パリッシュの構成と事務局組織

パリッシュには、公選の議会(カウンスル)を持つパリッシュ議会(Parish Council)と議会を持たない住民総会(Parish Meeting)がある。議会は原則的には設置されることとなっているが、有権者が150人以下の場合には必須ではない。現在、イングランドのパリッシュの約8割がパリッシュ議会を設置している。議員数は5名(1名の議長と最低4名の議員)を下回らないこととされ、選挙権は18歳以上の選挙人登録者、被選挙権は21歳以上であり、任期は4年となっている。パリッシュ議会は年に一度の定例会とその他に年3回の会議を開催することとされており、毎年最低1回は全有権者が参加できる住民総会を3月から6月までの間に開催することが義務付けられている。

パリッシュには通常職員(Clerk)が置かれる。議員は無給であるが、職員は有給である。大きなパリッシュでは常勤職員も見られるが、小さなパリッシュでは多くの場合が非常勤である。パリッシュ職員の仕事はパリッシュ議会の運営であり、議案、議事録の作成、議決事項の執行、会計、施設管理、議員への助言、住民や外部への情報提供など多岐にわたる。また、パリッシュの職員の長である事務局長(Town Clerk などと呼ばれる)はパリッシュ議会及び議員により一般から公募され、パリッシュ議会が任命している。

4 パリッシュの活動財源と二重課税問題(Double Taxation)

パリッシュは課税権を有するが、直接的な税金の徴収は行わず、地方税(Council Tax)の課税・徴収自治体である基礎的地方自治体のディストリクト・カウンスルやユニタリー・オーソリティー等が一括して行っている。このため、パリッシュは毎年必要予算額を基礎的地方自治体に報告し、プリセプト(precept)と呼ばれる課税徴収命令を発行する。税金を徴収した基礎的地方自治体は、指定期日までにその金額をパリッシュに支払うことが法律により義務付けられている。パリッシュの活動財源のほとんどはこのプリセプトにより調達されているが、その他の主な活動財源として、レクリエーション施設・駐車場等の運営による料金収入、ビレッジ・ホール又はコミュニティ・センターと呼ばれる施設や市民農園等の賃貸料収入などが挙げられる。

結果的にパリッシュ内に居住する住民は、基礎的自治体とパリッシュの双方に対して二重の税

金を納めることとなるが、これがしばしば問題を引き起こすことがあり、二重課税問題(Double Taxation)と呼ばれている。二重課税とは、パリッシュがあるサービスを提供しているのに、基礎的自治体が他の地区で提供する同等のサービスについてもパリッシュ内の納税者に引き続き費用負担をさせているため、そのサービスの費用が、その地区の納税者にとっては、二重の課税となることである。本来ならばあるサービスがパリッシュから提供されているのであれば、パリッシュから既にその分の税金を徴収されているはずであり、基礎的自治体にはそのサービス分の税金を支払う必要はないはずであるが、基礎的自治体からも徴収されてしまうことがある。この二重課税問題(Double Taxation)は、基礎的自治体内にパリッシュ化された地域と、されてない地域がある場合に最も頻繁に起きており、この二重課税問題の解消が課題とされている。

第4節 全国パリッシュ協会(NALC)

1 設立趣旨

全国パリッシュ協会(National Association of Local Councils、以下「NALC」とする)はイングランドとウェールズのパリッシュのための全国組織である。その中心的な役割は、メンバーであるカウンスルに対する無料の法律的、技術的そして一般的アドバイスの提供と、国会その他の機関に対してメンバーであるカウンスルの利益の保護と増進を図ることにある。

以下参考のため NALC のホームページの記述を引用する。

「NALC は約 10,000 のイングランドのパリッシュ及びタウン・カウンスルとウェールズのコミュニティ・カウンスルを擁護する強力な組織である⁶。NALC は地方自治体構造におけるこの第一層レベルをより効率的にかつより民主的なものとし、地域社会におけるリーダーシップを担うことができるようにすることに取り組んでいる。

NALC は地域社会に対する5つの重要な責務を定めた。

- ① 地方自治体での真のコミュニティへの関与を進めるために政府に働きかけること
- ② コミュニティのニーズに応えること
- ③ ローカル・コミュニティのために強力な意見を与えること
- ④ サービス提供の際にベスト・バリューを達成すること
- ⑤ ボランティア及び民間部門とのパートナーシップにおいて働くこと

NALCはパリッシュの仕事をフルタイムで専門にしている英国唯一の組織である。協会の協会メンバーに対するアドバイスとガイダンスは、協議会メンバーの利益のために単独で行動してきた 50 年以上の経験を基礎としている。

NALC は国会、地方・全国のマスコミの中での協会メンバーの権利と利益を保護・促進し、そして地方自治体協議会(LGA)や地方自治体改善開発機構(I&DeA)のような組織と連携するという役割を担っている。

⁶ ウェールズのコミュニティはそれまで存在していた「Wales Association of Community and Town Councils」と「National Association of Local Councils Wales」の2つの組織を合併し、2004 年4月にワン・ボイス・ウェールズ(One Voice Wales)というウェールズのコミュニティとタウン・カウンスルのための単一組織を創設した。

パリッシュ、タウン及びコミュニティ・カウンシルは時代錯誤で、教区的なものであるとして誤って認識される傾向がこれまでであった。政府の「地方自治の近代化 (Modernizing Local Government)」政策の出現でパリッシュはそれらがイングランドとウェールズのコミュニティで演じる重要な役割を再び行使し、地方自治のための理想のモデルとしてパリッシュの適合性を実証する機会を持つ。

NALC は新世紀に向けてこの役割を進展させ、コミュニティ・リーダーシップの最前線にパリッシュを成長促進させることに取り組む。」

2 全国パリッシュ協会 (NALC) のメンバーに対する役割

NALC のメンバーに対する中心的な役割の内容を整理すると以下のものがある。

法律問題へのアドバイス	メンバーであるパリッシュに影響する問題への無料のアドバイス。 毎年100ポンド以上を法的経費として支出しなければならない複雑な問題への詳細な指導例が数百件見られる。
技術的なアドバイス	バーミンガム大学にある都市および地域研究センターを通じた技術的な問題に対する専門家による無料のアドバイス
一般的なアドバイス	メンバーであるパリッシュに影響する他の問題への無料のアドバイスの提供
保険および補償	パリッシュが必要とする一般的な損害賠償や雇用者への損失補償、雇用者の不法行為に対する損害賠償、財産的な損失、議員や職員の事故、文書や書面による名誉毀損といったものへのすべての補償をカバーする、適切な料金による保険
出 版	以下のものを出版し、必要とあればその他のものも直接に配付する。 Local Council Review 32 頁・年4回・17,000 部以上 Information Packs for Councillors and Clerks カウンシルの権限と手続等に関するもの Forms and Notices, Leaflets and Circulars カウンシルの通常の手続きに要求されているものや、特別な出来事あるいは新たな問題等に関するもの
研 修	各カウンティのカウンティ・カウンシル協会を通じて、各パリッシュ・カウンシルや地方公共団体一般に関連する法律や手続きと実践について、議員や事務責任者へのコースごとの研修やセミナーの実施

全 国 大 会	議員や事務責任者が会合し、パリッシュの問題を討議できるような機会としての全国大会の実施
立 法	議会の日々の活動の監視や法案の修正の要求あるいは議員に対するロビー活動、関係公務員との提案されている法令の討議、政府による公式な調査に対する応答
政 策	一般的なパリッシュの問題や決議を、すべてのメンバーであるパリッシュの一般利益を追求する政策として全国パリッシュ協会委員会が審査し、議会や政府あるいはその他の政府機関に実現を働きかける。
広報及び各種の出版物の配布	印刷物の公開や、会議や総会あるいは他の全国規模の組織への参加における発言等を会報や小冊子の直接配布等によりすべてのメンバーに周知する。

「パリッシューイングランドの地域自治組織(準自治体)の歴史と実態」(山田光也著 北樹出版)155 頁を基に作成

第2章 パリッシュの近年

第1節 クオリティ・パリッシュ&タウン・カウンスル制度

1 導入の経緯

2000年11月に旧環境・交通・地域省 (Department of the Environment, Transport and the Regions: DETR) より公表された地域政策白書⁷「私たちの地方: その未来、地方イングランドのための公平な政策 (Our Countryside: The Future, a Fair Deal for Rural England)」では、地域の人々が自分たちの居住するコミュニティの発展にもっと寄与できるようにする方策が発表され、その中心となる概念が「クオリティ・パリッシュ&タウン・カウンスル」であった。その後の2003年6月には副首相府 (ODPM) から「クオリティ・パリッシュ&タウン・カウンスル制度ークオリティ制度の説明ー (The Quality Parish and Town Council SchemeーThe Quality Scheme Explained)」が公表され、2003年6月からこの制度が導入された (実際には2003年7月1日以降申請可能)。制度導入以来このクオリティ・ステータス (後述) を取得するパリッシュの数は着実に増加しており、その数は2006年3月7日現在で265となっている。

2 概要

この制度は、効率的で民意を代表し、活動的なパリッシュとしての一定の基準を示し、その基準を満たしているパリッシュに対して「クオリティ・ステータス」を認定することによって、優れたパリッシュであることを証明し、またパリッシュと基礎的自治体、コミュニティ、ボランティア組織との関係を強力なものとするために導入されたものであり、クオリティ・ステータスを認定されたパリッシュについては、権限の拡大を認めようとするものである。

認定を希望するパリッシュは、地域ごとに置かれる認定委員会に申請を行う。認定されたパリッシュは認定通知を受け取った日から3か月の猶予期間を経て、4年間クオリティ・ステータスを保証される。

(1) クオリティ・ステータスの認定要件

クオリティ・ステータスを取得するためには以下の7つの要件を満たす必要がある。

- ① 議員の80%以上が選挙で選ばれていること (最初の認定時のみ。再認定の場合は100%)
- ② 有資格者の事務職員がいること⁸
- ③ 毎年6回以上の会議を開催していること
- ④ 年に4回以上の定期的なニュースレターを発行し、住民とのコミュニケーションを図っている

⁷ 英国では、新しい政策を実行するにあたり、利害関係者と協議するのが慣例とされている。そのためにまず公表されるのが緑書 (Green Paper) と呼ばれるもので、その後協議結果を反映した政策報告書 (White Paper) が公表され、さらなる協議に付される。そして、最後に法案が国会へと提出される。

⁸ AQA (Assessment and Qualification Alliance: 資格評価団体) 認定のローカル・カウンスル総務についての証書 (Certificate in Local council Administration)。もしくはグロスター大学認定の地方政策 (Certificate of Higher Education in Local Policy) またはローカル・カウンスル総務 (Certificate of Higher Education in Local Council Administration) についての高等教育証書のいずれかの資格取得が必要。

こと

- ⑤ 年次報告書を発行していること
- ⑥ 会計監査規則に従った会計報告書を整備すること
- ⑦ 議員の行動規範を有していること

(2) クオリティ・ステータス認定の効果

パリッシュがクオリティ・ステータスを取得した場合にはコミュニティ(地域社会)、パリッシュ、基礎的地方自治体の三者それぞれに利点がある。

①コミュニティ(地域社会)

- ・ パリッシュが適切に運営されており、説明責任を果たし、目に見える形で地域を代表していることを地域住民が知ることができる。
- ・ より素早い対応のサービス。クオリティ・パリッシュは上層部の自治体と協力して地域の問題を解決する能力があり、地域生活に影響を与えるサービスや決定における真の所有権やコントロール権を持てる。
- ・ クオリティ・パリッシュと真に民主的な意味での接触や協議が持てる。
- ・ サービスについて情報を提供する地域のアクセス・ポイントが持てる。

②パリッシュ

- ・ コミュニティ(地域社会)、ボランティア・民間組織、基礎的地方自治体からより大きな信用を得ることができる。
- ・ パリッシュの住民により大きなプライドを持たせることができる。
- ・ コミュニティ(地域社会)を民主的に代表することができる。
- ・ コミュニティ(地域社会)のニーズや要望をこれまで以上に明確に伝えることができる。
- ・ 他組織とのパートナーシップによる協働によってより多くのことを達成することができる。
- ・ より大きな信用が得られることでパリッシュが効率的かつ適切に運営されていることが証明される。
- ・ もしパリッシュが望めば、さらに多くの地域行政サービスを提供できる。
- ・ ボランティア・コミュニティ(地域社会)組織や基礎的地方自治体とこれまで以上の関わりが持てる(例:パリッシュ計画、マーケット・タウン、検診等の実施)。
- ・ 詳細なコミュニティ(地域社会)の情報を持つことができる。
- ・ 職員の資格証書制度を通して、よく訓練された事務職員(clerk)が誕生する。
- ・ 将来的により大きな権限や資金を得る可能性が持てる。
- ・ その規模や技能に見合った形で基礎的自治体に代わってより多くを担うことで、サービスを地元のニーズに沿ったものとすることができる。
- ・ 基礎的自治体は、全てのパリッシュと憲章(Charter)を締結し、クオリティ・パリッシュとは追加の役割や責任について交渉を行うことが推奨されており、基礎的自治体と憲章の交渉を行っていくなかで、拡張された役割を獲得することができる。
- ・ クオリティ・ステータスは、コミュニティ(地域社会)に影響を与えるあらゆる面において基

礎的自治体がパリッシュに相談を持ちかけ、またパリッシュを関与させていくという保証にもなる。また役割と責任の拡充に伴い、パリッシュに新たに割り当てられた役割を果たす資金として、基礎的地方自治体からも資金が供与される。

③基礎的自治体

- ・ クオリティ・パリッシュについてはそれぞれ独立した評価が行われるため、それらが基礎的地方自治体と協働する能力があり、それらを代表して、またはパートナーシップによりサービスを提供することができるかどうかを再認識できる。
- ・ クオリティ・パリッシュは、査定を4年ごとに受けることが求められており、その能力の品質保証は信頼できるものである。
- ・ クオリティ・パリッシュは地域の問題に関与することをいわず、十分に関与する能力があるということを証明できる(これは新たな試みを実施する際に、特に価値がある)。
- ・ 地域の考え方や経験を有するパリッシュと協働するというより強力なパートナーシップを築くことができる。クオリティ・パリッシュはより革新的に活動を促進すべきであり、それらの考えや経験を共有することができる。
- ・ クオリティ・パリッシュは住民を代表する能力があり、うまく運営されていると証明できるので、それゆえに拡充された役割を請負、さらにパリッシュがパートナーとして適格である、つまり、コミュニティのためにより拡充された役割を請け負うことができるパリッシュの能力に確信が持てることになる。

第2節 クオリティ・パリッシュ後の主な動き

副首相府(ODPM)から、2004年7月に今後10年間の地方自治の進め方を提示した「地方自治体の未来:10年後のビジョン(The future of local government:Developing a 10 year vision)」が発行された。それを受ける形で副首相府から2005年1月には、地域住民と近隣社会が繁栄するための5カ年計画を提示した「持続可能なコミュニティ:住民と地域の繁栄のために 副首相府による5カ年計画(Sustainable Communities:People, Places and Prosperity)」、「活力ある地域リーダーシップ(Vibrant Local Leadership)」、「市民の関与と公共サービス:なぜ近隣社会が重要か(Citizen Engagement and Public Services:Why Neighbourhood Matter)」が相次いで発行され、その中ではそれぞれにパリッシュのことに触れてある。

また、2005年5月5日に行われた英国議会下院総選挙では、労働党が党史上初となる3期連続政権の座を獲得したが、それに先駆けて2005年4月13日に発表された労働党のマニフェスト「Britain forward not back」でもパリッシュのことに触れてある。

以下にその内容を紹介する。

1 「地方自治体の未来:10年後のビジョン(The future of local government : Developing a 10 year vision)」〈ODPM〉

これは今後、地方自治体がコミュニティにおいて中心の存在であることを謳い、10 年間でその役割を果たし、地域住民から自分たちの自治体こそが地域の課題を解決してくれる場所だと認識してもらえるようになるための道筋を示したものである。この中の第3章(市民関与と市民参加)の「意思決定の分権と権限の委譲」では、地方自治体のより小さな地域に暮らす人々の声を、より伝えることができるようにするための方法の一つとして、新しいパリッシュを創設することを挙げている。

2 「持続可能なコミュニティ:住民と地域の繁栄のために 副首相府による5カ年計画(Sustainable Communities:People, Places and Prosperity)」〈ODPM〉

持続可能なコミュニティ(Sustainable Communities)を実現するためには、地域住民が自分たちの暮らす地域を自らの手で形作ることができるように地域住民の手にさらなる権限を委ねることが必要であり、特に地方自治体はこの問題に対する決定的な役割を担っている。この5カ年計画は、地域・広域・国家の政府が共同し、いかにして全ての社会構成員の繁栄を促進し、地域住民が自らの地域に誇りを持てるようになるかを示したものである。この中の第3章(近隣社会とコミュニティへの関与)の「コミュニティの手に権限を」では、以下のことを挙げている。

- ・ 政府の意図は、全地域が地域住民の声を反映していく仕組みを作る機会を与えることにあるが、全地域に一つの共通モデルを適用させるようなことはしない。地域の取組み方は広範囲にわたっており、地域戦略パートナーシップ(LSP:Local Strategic Partnership)⁹からパリッシュまでさまざまである。そして、地域ごとに異なる条件に応じていくためには、取組み方の多様性が必要なのである。従って、例えば、クオリティ・パリッシュ制度(Quality parish Councils)を継続して促進し、パリッシュ内のコミュニケーションをより良いものにしたり、選挙制度の義務化や正職員の確保などを進めたりすることでパリッシュの地位を高めていくこととしていく。
- ・ 政府は、国家的な枠組を提案する。この提案は、全ての利害関係者間で合意するものであり、その内容は近隣社会に関する原則を作り、それぞれの部門が近隣社会の原則構築のために支援しあうというものである。この原則は柔軟なものであり、他の多くのモデルにも適用できるものであろう。しかし、全てのコミュニティは、近隣社会に真の決定権限を付与できる機会の提示を求められている。また、この原則は、現行の民主的構造の中で機能するものでなければならず、現行の構造に対峙するものであってはならない。枠組に従って、現在、うまくいっていない部分を今後、改善していくように検討を進めたい。全地域が必ずしも同一の選択肢を提示することがないように、特に政府としては、ロンドンにもパリッシュを設立可能にしたいと考えている。

3 「活力ある地域リーダーシップ(Vibrant Local Leadership)」〈ODPM〉

効果的な地域リーダーシップは政府のビジョンである持続可能なコミュニティ(Sustainable Communities)の中核を担うものであり、地域リーダーが今後 10 年間及びその後も直面すると思

⁹ 地域の空間やサービスを改善するために、地方自治体や他の公共機関、民間企業、ボランティア、コミュニティ組織が共同していく戦略のことであり、最も疲弊した88の地域で開始され、イングランド全域で370のLSPが取り組まれている。

われる課題を検討したものである。この中の第4章(地域コミュニティと近隣地域の政治的リーダーシップ)の「地域コミュニティのリーダーのより明確な定義付け」では、以下のことが挙げてある。

- ・ 多くの地域では、パリッシュが一連の業務に従事しており、いくつかの分野では委任された事務を実施している。パリッシュには明確な役割及びコミュニティ(地域社会)を代表する民主的な権限がある。パリッシュ以外の地方議員は、パリッシュと協働する必要がある。

4 「市民の関与と公共サービス:なぜ近隣社会が重要か(Citizen Engagement and Public Services : Why Neighbourhoods Matter)」 <ODPM>

地域における人々が住みやすく働きやすい持続可能な地域社会(Sustainable Communities)の創造に役立つことができるという考えのもと、近隣社会憲章、近隣社会レベルでの活動のメニュー、そして近隣社会関与のための主要原則を提案したものである。この中の第3章(いつ、どのように近隣社会の人々が活動できるか)の「パリッシュと近隣社会組織」と「罰金と反社会的行動命令(ASBOs)」では、以下のことが挙げてある。

- ・ パリッシュは、近隣社会の関与を発展させる機会を提供する地域代表性民主主義の一つのレベルである。多数のパリッシュが既に存在し、2003年に作られた「クオリティ・パリッシュ制度」はパリッシュの役割を後押しすることを目的にしている。これはパリッシュが、典型的にはディストリクトやカウンティで実施されているが、地元の人々に重要な影響を与えるサービス機能を引き受けることを助けるものである。高速道路の端、歩道の維持管理、リサイクリング、街頭の清掃等が例である。
- ・ 「クオリティ・パリッシュ制度」によって、ディストリクトやカウンティに代わって、パリッシュがもっと多くのことが出来るようになり、よって、サービスが地元のニーズに一層応えるようになる。これを達成する方法は以下のものを含む。
 - ☆ どうすればパリッシュの範囲でサービスが提供されるかについて焦点を当てる意見聴取や調整の仕組み(自治体と他のサービス提供者によって設置)。
 - ☆ 自治体及び他のサービス提供者のサービスに関する情報への地域におけるアクセス。
 - ☆ ディストリクト及びカウンティが意思決定の際に、どのようにパリッシュを関わらせ意見を聞くか、そしてディストリクト及びカウンティがパリッシュに委譲する事務は何かを定めた、ディストリクト及びカウンティとパリッシュ間の憲章。ディストリクト及びカウンティは、全てのパリッシュとこのような憲章を結び、クオリティ・パリッシュに対し、他の役割や責任の委譲を考慮することが奨励されている。
- ・ 政府はパリッシュレベルでもっと多くのことができ、自治体はこれを促進するために主要な役割を果たすべきだと考えている。私たちは、もし十分な要請があれば、どのコミュニティ(地域社会)でもパリッシュを設立する機会を持つことができるようにすべきだと考えている。よって、現在法律によりパリッシュの設立を禁止されているロンドンでもパリッシュ設立の障害を取り除く方針である。コミュニティ(地域社会)がパリッシュを設立するのを容易にする方法を見つけるために自治体と協力すべきである。「クオリティ・パリッシュ制度」は、パリッシュへより多くの権限委譲を率先して進める自治体と協働して促進されるべきである。「クリーンな近隣地域と環

境に関する法案(the Clean Neighbourhoods and Environment Bill)」¹⁰では、指定されたパリッシュ職員や使用人とパリッシュが、ゴミ、落書き、ビラ貼りなどの「環境犯罪」に対し一定の罰金を科す権限を持つこととしている。例えば、「クオリティ・パリッシュ」が、アルコール販売免許見直しを推薦したり、反社会的行動命令(ASBOs)の申請をしたりといった、付加的な事務を受け持つことが適切かもしれない。

- ・ 政府は既に、「クリーンな近隣地域と環境に関する法案」において、一定の罰金を科すことに関する新しい権限を提案しており、これによりパリッシュの指定された職員がゴミ、落書き、ビラ貼りなどの「環境犯罪」に対して一定の罰金を科すことができる。警察改革白書もまた、コミュニティ・サポート・オフィサー(地域社会補助職員)が一定の事件につき罰則通告できるようにする提案を掲げている。

5 労働党マニフェスト「Britain forward not back」

第9章(民主主義:権限委譲、権限を与えられた市民)の「近隣地域からの構築」の中で以下のことが挙げられている。

- ・ 人々は自分たちの近隣地域について管理をしたいと考えている。新たな近隣地域自治体の層を増やすことではなく、住民が玄関から一歩外に踏み出したときに目にするような問題(ゴミ、落書き、反社会的行動といったもの)についての新たな権限を求めている。よって、我々は近隣地域に住民が直接選ぶことのできる幅広い権限を提供するつもりである。その権限とは以下のものを含む。
 - ☆ 反社会的行動を取り締まることができる新たなパリッシュの権限
 - ☆ 長らく続く地域の問題に対して行動を起こすことができる地域住民の権限
 - ☆ 地域の優先事項に使用できる地域近隣社会のためのコミュニティ(地域社会)基金
 - ☆ これまで以上の責任、もしくは集会所、コミュニティ(地域社会)・センター、図書館またはレクリエーション施設のようなコミュニティ(地域社会)資産の所有権でさえも引き受けることのできるコミュニティ(地域社会)の新たな機会
 - ☆ 良質なパリッシュはコミュニティ(地域社会)に関与し、本当の違いを生み出すことができるので、我々はロンドンのコミュニティ(地域社会)に対してもパリッシュを設立する権限を拡大する。

第3節 ロンドンでのパリッシュ設立の動き

現在の労働党政権は、2005 年1月頃からパリッシュの設立が法律で禁じられてきたロンドンでの設立を認めようと試みてはいるが、ロンドン自治体構造検討委員会¹¹(Commission on London

¹⁰ この法案は2005年4月に国会において承認され、「2005年クリーンな近隣地域と環境に関する法(Clean Neighbourhoods and Environment Act 2005)」となり、2006年から効力が生じる予定である。

¹¹ 今後のロンドンの自治体構造に関する検討・勧告を行う目的で、グレーター・ロンドン・オーソリティ(Greater London Authority: GLA、ロンドンの広域行政を所管する自治体)及びロンドン区協議会(Association of London Government: ALG)共同で設立されたもので2004年2月に発足、GLA 議会議員7名とALG 選出のロンドン区議会議員7名の合計14名で構成されている。2005年6月に中間報告書を発表し、2006年2月に最終報告書を発表した。

Governance)は納税者に新たに負担を強いることになるとの理由でその動きに必ずしも賛成ではないようであり、ロンドンでのパリッシュ設立が可能となるのかどうかの判断にはもう少しばかり時間がかかるようである。

以下地方自治体向けの情報誌である MJ 誌(The Management Journal for local authority business)の主な記事を紹介する。

1 「もっと多くの都市パリッシュを(More urban parishes)」(2005 年3月 31 日号)

政府は全国パリッシュ協会(NALC)が行っているロンドンを含む都市部にもパリッシュを増やすという運動に支援の動きを示した。NALC は近隣地域による自治の新しい形態が全国の都市地域と農村地域に広がることを望んでおり、これは現存する 1 層目のコミュニティ(地域社会)であるイングランドとウェールズのパリッシュをモデルとし、主役にするという考えに基づいているはずである。NALC は1層目の地域自治が住民に最も身近であり、現在住民が感じている溝を埋めるものと考えており、実際にコミュニティ(地域社会)・リーダーシップの役割の主要な面の一つは住民が影響を受けるサービスと選択においていかに彼らに従事させるかということである。このことは、サービス供給の決定権を最適なレベルに委譲し、住民の日常生活に直接影響を与える決定をする際に彼らの生の声を、パリッシュを通して伝えることができる決定権を与えるということである。

ケン・クリアリーNALC 理事長は「コミュニティ(地域社会)の強化は近代的で効率的なサービス供給を達成するうえで最も重要であり、住民は都市地域か農村地域に住んでいるかに関係なく、彼らに影響を与える地域の決定をする際のより大きな決定権限を欲している。

NALC は、ロンドンや他の都市地域が地元住民の要求と関心に適合するサービスを提供するコミュニティ(地域社会)主導のパリッシュを持つことができるようにすべきだという運動を長らく行ってきた。よって、我々は伝統的なタウン及びカウンティ・ホールのような役所が行ってきた権限やサービスの委譲についての議論のスタートは大歓迎である。」と述べた。

ロンドン市長のケン・リビングストンは、首都ロンドンにパリッシュを設立する計画を支持しており、彼は選挙区に基づいた、計画決定や公園の運営に影響を持つパリッシュを予想している。ロンドン区協議会(Association of London Government : ALG)のロビン・ウェールズ議長は「議論には地方自治体、特にロンドンに都市パリッシュの設立を許可する動きといったような将来の方向性が付け足されると思うが、これは近隣地域レベルでの民主的な機会を増やすことになるだろう。」と述べたが、この動きはロンドンだけに留まりそうではない。ノーウィッチは都市部へのパリッシュの導入の可能性を探っており、この動きはリーズやブラッドフォード、ストックポート、ヨーク、ハートルプール、ニューカッスルといった既に都市部にパリッシュを設立した都市地域から来ている。

2 「ロンドンのパリッシュに権限を与えることを進言されたロンドン自治体構造検討委員会(Power is in the parishes, commission told)」(2005 年6月 23 日号)

ロンドン自治体構造検討委員会(Commission on London Governance)は、首都ロンドンには地方自治体よりもパリッシュの方が住民のニーズにより合致するだろうとの報告を受けた。

NALC は委員会に対して、コミュニティ(地域社会)の再生・犯罪減少・交通問題への取り組み・計画作成への寄与等への支援額を増やしているパリッシュの例を挙げ、パリッシュ議員は住民の関

心により早く対応することができるし、住民のニーズをサービス提供者へ伝える代表者になれると述べた。現時点においてロンドンにはパリッシュが存在していないが、パリッシュがロンドンにもたらし利点について委員会のメンバーは疑問を抱いている。彼らは、パリッシュが別層の自治体と認識されることから、そうすると当然納税者に新たな負担をかけることになる」と異論を唱えた。

3 「ロンドンへのパリッシュ設立案に水を差すマリオン議長(Malyon pours cold water on London parishes idea)」(2005 年7月 14 日号)

ロンドン自治体構造検討委員会(Commission on London Governance)の議長を務めるヒュー・マリオン氏は、ロンドン内にもパリッシュを設立するという政府案に水を差した。

地方自治体協議会(Local Government Association : LGA)での会議において彼は「第一層目の自治体であるパリッシュ・カウンスルの必要性に言及する者は誰もいなかった。」と述べた。また彼は NALC が開催した会議においても「コストが第一要件というわけではないはずではあるが、それでも 700 万人のロンドンの人口では結局多くのパリッシュが必要となり、コスト(特に設立のコスト)がかさむ可能性がある。」と述べた。

しかしながら、彼は有権者がより大きな役割を要求していることには同意を示した。政府は今年の初めに時期こそ特定しなかったが、ネイバーフッド・アジェンダ(近隣地域社会による統治を目指すという政治課題)の一部としてロンドンにパリッシュを設立することを許可する提案を行っていた。

4 「ロンドン自治体構造検討委員会、最終報告書を発表(One call will fix it all in a new-look London body)」(2006 年2月 16 日号)

ロンドン自治体構造検討委員会(Commission on London Governance)は、2006 年2月 13 日(月)に最終報告書を発表し、ロンドンの自治体構造改革に関する提案を行った。そのうちの一つは、ロンドン内の自治体に対する照会用の統一電話番号の導入である(ニューヨークで導入されている 311 番をもとにしたもの)。それ以外には保健分野の権限を区に委譲することや、公共サービス供給者に対する区議会議員への協議の義務付け等の提案が行われている。

同委員会副議長のボブ・ニール GLA 議員は「区議会議員の権限や処理できる事項を増やすことで、議員を地元の擁護者として。そうすれば議員という仕事に魅力を感じて立候補する人が増えるだろう。」と述べている。同委員会議長のヒュー・マリヤン区議員(クロイドン区)も「公共サービスは市民生活に影響するものであり、サービスのあり方について市民が意見を言えるようにしなくてはならない。」と付加えた。

昨年、当時の地方自治担当大臣がロンドンへのパリッシュの設立を公約したにもかかわらず、ロンドン自治体構造検討委員会はパリッシュ設立への要請はないと結論づけた。NALC の政策担当者は、同委員会の結論に落胆しており、「同委員会でロンドン区の既得権益を超えた検討が行われることを期待していた。」と述べた。

第3章 パリッシュの活動実態

第1節 パリッシュと広域自治体及び基礎的自治体との一般的な関係

一般的に見て、イングランドの地方自治体構造を説明する際にパリッシュが含まれることはそれほど多くない。これは提供できる行政サービスに限りがあることも挙げられるが、財政規模が他の階層の自治体と比較してかなり小さいことにも起因している。

もちろん全国パリッシュ協会(NALC)の説明では、イングランドの地方自治体構造のほとんどは二層制ではなく、パリッシュを含めた三層制であるとしているが、一般的にはパリッシュを最下層の地方自治体と認識している人々は少ない。

NALC のジョン・フィンドレイ(John Findlay)事務総長によれば、「一般論としては、広域地方自治体であるカウンティ(日本の県に相当する)はパリッシュに対して協力的であるが、基礎的地方自治体であるディストリクト(日本の市町村に相当する)はそうではない。

しかし、そのディストリクトのパリッシュに対する態度にも5年程前から変化が見られ、以前に比べてパリッシュに対して協力的になってきており、特に将来的にユニタリー・オーソリティー(日本の政令市に類似する)になりたいと考えているディストリクトほどその傾向が見られる。これは2002年度から導入されたCPA¹²の影響によるところもかなり大きい。」とのことであった(2005年6月)。

以下では2つのパリッシュを紹介する。

第2節 イングランドの最大規模のパリッシュ(ウェストン・スーパー・メア)

1 ウェストン・スーパー・メア・タウン・カウンスルの概略

人 口	約 71,000 人
議 員	31 人(自由民主党 15 人・保守党9人・労働党9人)
職 員	5人
予算規模(2003 年度)	歳入 683,627 ポンド(約 1.37 億円)
	歳出 566,970 ポンド(約 1.14 億円)

2 設立の経緯

イングランド最大規模のパリッシュであるウェストン・スーパー・メア・タウン・カウンスル(Weston-super-Mare Town Council)は、ノース・サマーセット・カウンスル(North Somerset Council:ユニタリー・オーソリティー)内に存在する 39 のパリッシュ中の一つであり、住民からの申請により、2000 年に新たに設立されたパリッシュである。

1974 年の地方自治体の再編成により、ウッドスプリング・ディストリクトの一部となり、それまで

¹² 包括的業績評価制度(CPA:Comprehensive Performance Assessment)は、イングランドの全地方自治体が提供するサービスの質とサービス改善能力を外部検査機関が総合的に5段階評価し、その結果を公表する制度であり、2002 年から導入された。

の地方自治体としての地位を失い、認可公益法人(Charter Trustee)¹³となっていた。

それが、自分たちの代表を持ちたいという地元住民と独立系のユニタリー議員1名による長い運動の結果、7,000 人以上の請願署名を集め、新たにパリッシュとしての地位を獲得した。そのパリッシュ設立の運動中にはユニタリー議員からの強い反対があったため、ユニタリー・オーソリティーとパリッシュの間にはいまでも複雑で緊張した関係が存在している。人口約 71,000 人に対して公選議員 31 名、職員5名(常勤2名と非常勤3名)で運営されている。

3 設立から現在まで

【2000 年】

5月 31 日に新しいタウンの議員(そのほとんどが以前は議員ではなかった)が選挙によって選出されたが、当時のタウン・カウンスルには委譲される予定であった市民菜園(Allotment)以外の資産は何も存在しなかった。リサーチや職務内容明細書の記入、面接の準備をするための時間をしばらく要した後、9月にはタウン・クラークが任命されたが、タウン・クラークの勤めていた前職場が3か月の告知期間を必要としたので、12 月からタウン・クラークは職務を開始。

新タウン・カウンスルにとって最大の問題の一つは、以前にタウンの住民に寄付されていた資産、特にグローブ・ハウス(現在の事務所)、を取り戻したいということであった。これらの資産は地域の一連の地方自治体再編によりユニタリー・オーソリティーに与えられたものであった。それゆえに、イングランド最大のタウン・カウンスルがイングランド最小の農村部パリッシュよりも少ない資産しか所有していないという不自然な結果が生じていた。

グローブ・ハウスは認可公益法人によって占有されてきており、その建物はタウンの住民の使用に供するために寄付されたと記入してある約款も存在していた。タウン・カウンスルは、ユニタリー・カウンスルからの家賃支払要求に異議を唱えつつ(現在も支払っていない)、現在までグローブ・ハウスを事務所として使用している。タウン・メイヤーの役割は認可公益法人から継続しており、大きなイベントを含む年間約 500 の用務が実施されている。

【2001 年】

市民菜園(Allotment)の区画がタウン・カウンスルに委譲された。その区画をきちんと使用できる状態とするために多大な作業が必要とされ、不法投棄を取り除くだけでも1区画 5,000 ポンド(約 100 万円)の費用を要した。フェンス等も据え付けられ、地元住民の間ではタウン・カウンスルは家庭菜園のことだけしかやっていないという冗談があるほどであった。しかし、タウン・カウンスルはどんなに低く見積もってもよい仕事をしたため、市民菜園の借地人 400 人はかなり満足するようになった。借地人の家族や友人からの口コミを通じて、タウン・カウンスルは費用効果の改善ができる、もっと多くのことをやってみてはどうか?という評判が瞬く間に広がった。

タウン・カウンスルは初めの数年間の目標として以下のことを掲げた。

¹³ 認可公益法人(Charter Trustee)は、1972年地方自治法第 246 条に基づき、従来の市・町・村であった地域がディストリクトに吸収(ディストリクトへの一本化)され、その地域はバラ(borough)としての地位に加えパリッシュとしての資格も与えられなかったため、自治体としての活動ができなくなりました。そこで、1972 年地方自治法はその地域に歴史的儀式や習慣などを行うにつき独自の会計を持つことを許可し、その地域が許可公益法人(Charter Trustee)と呼ばれた。

- 1) 将来、住民に施設や機能を提供することができるようにするために運営や政策の構造基盤を創設する。例えば、議事規則・財政規則・政策等。
- 2) 地元住民と協議し、長期計画を設定するタウン・カウンシルの戦略を構築する。
- 3) タウン・カウンシルが実施したことを住民が認識できるようなタウン・カウンシル独自の特色を提供し、促進する。これは全ての施設や文書へロイヤル・ブルー（紺青色）を取り入れることで実施した。
- 4) 人目につくような瞬時の改善をタウンに提供する。例えば、新たな（屋根のある）バス待合所の設置等。
- 5) 納税者に多大な費用負担とならないカウンシル事務所の本拠地を提供する。資産の委譲については依然として交渉を継続。

【2002 年】

市民菜園の改善を継続。タウン・カウンシルはユース・カウンシル¹⁴を通して若者と協議を重ね、またその参加を受けて、タウンで初の大型ウィールズ・エリア（スケードボード用のエリア）を開設した。資産の委譲については依然として交渉を継続。

【2003 年】

タウン・カウンシルにとって2度目の選挙が行われ、31 議席に対し 93 名の立候補者あり。カウンシルの政治的支配は保守党から自由民主党へ変化し、ユニタリー・オーソリティーの政治的支配も一党支配から多数党支配へと変化した。

共同墓地 (Cemetery) の所有権と運営権がタウン・カウンシルに委譲された。タウン・カウンシルはすぐにそれまでとはかなり異なる素晴らしい結果を生み出すことができ、それは住民に感謝をもって認知された。7つのプレイ・エリア（子供の遊び場）もまたタウン・カウンシルへ賃貸され、修繕プログラムを開始した。

タウン・カウンシルはクオリティ・タウン・カウンシル・ステータス¹⁵を取得した。タウン・カウンシルは 15,000 人の観客を集めた大型観光イベントを開催し、また浜辺でのイベントとしてエクストリーム・スポーツ¹⁶・ウィークエンドも開催し、毎日数千人の若者を集めた。

【2004 年】

長い協議の後に、タウン・カウンシルは取り壊しの危機にあった小さなコミュニティー・シアター (The Blakehay) を購入し、芸術関係プロジェクトに取り組むことに同意した。グローブ・ハウスの将来計画がタウン・カウンシルの要求どおりに解決された。エレンバラ・パーク・イーストがタウン・カウンシルに委譲された。ユース・カウンシルがブリティッシュ・ユース・カウンシルのサ

¹⁴ 11 歳から 18 歳までの青少年 30 人程度で構成されており、若者たちの声や意見を届ける代表機関として機能している。支給される予算に加えて寄付金を募り、スポーツイベントやコンテスト等の若者向けのイベントを開催するほか、地域の美化運動、墓地清掃など地域住民のために積極的な活動を行っている。

¹⁵ 第2章第1節を参照。

¹⁶ サーフィンやボディボード、ウェイクボード、スノーボード、マウンテンバイク (MTB)、モトクロスバイク (BMX) など、自然を相手にダイナミックなパフォーマンスを見せる究極のアウトドア・スポーツを総称して、エクストリーム・スポーツと呼ぶ。近年若者の間で人気がある。

ポートを受けて、ユース・カウンシル全国大会を開催した。

【2005 年】

コミュニティー・シアター(The Blakehay)の改修開始。プレイ・エリア(子供の遊び場)のいくつかを改修。タウンは花のエリアを設置し、魅力を増した。

タウン・カウンシルは緑地帯(Village Green)を登録。



事務所として使用しているグローブ・ハウス。ノース・サマーセット・カウンシル(ユニタリー・オーソリティ)の所有であるため、その使用にあたってはカウンシルからの圧力があるとのこと。



緑地帯(Village Green)。緑地帯では子供たちがクリケットをして遊んでいる姿が見られた。

第3節 イングランドの大規模なパリッシュ(ダンスタブル)

1 ダンスタブル・タウン・カウンシルの概略

人 口 約 33,500 人

議 員 21 人

職 員 24 人

予算規模(2003 年度) 歳入 790,452 ポンド(約 1.59 億円)

歳出 624,533 ポンド(約 1.25 億円)

2 設立について

イングランドのベッドフォードシャー(Bedfordshire)にあるサウス・ベッドフォードシャー(South Bedfordshire)・ディストリクト・カウンシルには 17 のパリッシュが存在し、その内の一つがダンスタブル・タウン・カウンシル(Dunstable Town Council)である。

1974 年の地方自治体の再編成により、それまでの市(Municipal Borough)からサウス・ベッドフォードシャー・ディストリクトの一部となり、地方自治体としての地位を失っていた。その後、ディストリクト内のダンスタブル以外の地域全てがパリッシュとなったが、ダンスタブルだけがパリッシュとなっていなかったため地域独自の意見を持たず、ディストリクトは他の地域を犠牲にしてまで1つの地域(ダンスタブル)だけを代表することができないという不都合が生じていた。

そのためディストリクト・カウンシルからの直接の要請と申請に基づき、ダンスタブル・タウン・カウンシルが1985年に設立された。パリッシュは幅広い地域コミュニティの施設や活動を提供する責任を負い、またダンスタブルの住民の民主的な代表機関としての役割を果たし、地域住民の声を上層部の自治体に確実に届けるために多くの運動を導き、その援助を行ってきた。人口33,500人に対し公選議員21人、職員24人で運営されている。

3 設立から現在までの主な出来事

【1985 年】

- 3月21日 ダンスタブル・パリッシュ議員の初選挙
- 4月1日 ダンスタブル・パリッシュの初会議
- 6月21日 リチャード・ウォルデン氏がタウン・クラークとして任命された
- 11月 環境交通省(Department of Environment and Transport)はダンスタブル・バイパスが幹線道路プログラムの一部になることを助言
- 11月 レクリエーション・グラウンド、市民菜園、共同墓地がダンスタブル・タウン・カウンシルへ委譲、タウン・カウンシルの事務所としてフライアーズ(建物名)を賃借

【1986 年】

- 5月 クイーンズ・ベリー・スクールを救う運動の成功
ルートン―ダンスタブル鉄道の再開可能性について市民集会を開催
姉妹都市 Porz-am-Rhein(ドイツ)からの姉妹都市訪問団を迎える市民歓迎会の開催
- 11月8日 ベネット・メモリアル・レクリエーション・グラウンドにおいて初のチャリティー花火大会(Firework Display)を開催

【1987 年】

- ルートン・ロードとベネット・メモリアル・レクリエーション・グラウンドのパビリオンの改良工事
人材サービス委員会(Manpower Services Commission)とコミュニティ・プログラム・プロジェクトの経営代理人として活動することで合意
- 2月 鉄道線路の再開について世帯調査を実施

【1988年】

- 7月 ダンスタブル野外劇の25周年を祝う展覧会を開催
- 7月19日 ファイヤー・オーバー・イングランドの日
(スペインの無敵艦隊による襲撃から400周年)
- 9～10月 ダンスタブル・アート・フェスティバルを開催

【1989 年】

- 5月 ピーター・ニュートン・パビリオンの公共利用を開始
- 12 月 タウン・カウンスルの事務所が現在のグローブ・ハウスに移転

【1990 年】

- 共同墓地の拡張、市民菜園を置換
- ダンスタブル・スポーツ・カウンスルの立ち上げ
- ダンスタブル・アクセス検討委員会設置 (Access for All Committee: 体の不自由な方やお年寄りがアクセスしやすい環境を検討する)
- 9月 13 日 第3部隊のロイヤル・アングリアン連隊によるフリーダム・パレードの実施

【1991 年】

- 5月 姉妹都市 Porz-am-Rhein (ドイツ) への市民訪問
- 8月 ビーコン・ハウスにコミュニティ精神福祉センターをオープン
- 11 月 第2回アート・フェスティバルを開催
- 11 月 28 日 ダウンスайд・コミュニティ・センターの公共利用を開始

【1992 年】

- 1月 セント・オーガスティン教会が改善コミュニティ施設への補助金により改築
- 4月 1 日 ベッドフォードシャー・カウンティ・カウンスルとパートナーシップ・パイロット・プロジェクトを開始
- 4月 11 日 ダウンスайд・コミュニティ・センターがオープン
- ダンスタブル・ボランティア委員会
- (Council for Voluntary Organisations: CVO) を設立
- 障害者人材センターをオープン

【1993 年】

- 11 月 18 日 共同墓地拡張の聖別式のサービスを実施

【1994 年】

- コミュニティ安全グループを編成
- 観光情報センター (TIC) の移転及びギャラリーの改修
- 1月 文化遺産であるプライオリ・ハウス周辺にイラスト入りの情報板を設置
- 9月 ピーター・ニュートン・パビリオンの増築、電気毛布安全キャンペーン

【1995 年】

- 4月 ザ・プレイス (The Place: ユース&コミュニティ・センター) がオープン
- 5月 8 日 「欧州戦線勝利の日 (VE Day)」¹⁷ の記念行事

¹⁷ 第二次世界大戦で連合国が枢軸国に勝利した 1945 年 5 月 8 日のことを VE Day (final military Victory in Europe) と呼ぶ。

- 8月 「対日勝利(太平洋戦線)の日(VJ Day)」¹⁸の記念行事
- 10月 CCTV(Closed Circuit Television:監視カメラ)をタウン・センターに設置

【1996 年】

タウン・ニューズレター「Talk of the Town」の発行開始

【1997 年】

- 3月 コミュニティのためにブローズ・ダウンの土地を宝くじ補助金で購入
バトル・オブ・ザ・バンド(地元バンドのコンテスト)を開始
- 5月 クイーンズウェイ・ホールと線路の再開について住民調査を実施
- 6月 タウン・センター戦略を決定
CCTV(Closed Circuit Television:監視カメラ)をアッシュトン・スクエア & エレ
ナーズ・クロスにも設置
クイーンズウェイ・ホールへの支持が最高潮に
- 9月 プリンセス・オブ・ウェールズ^oのダイアナ妃の死に対する供養式典
- 11月 タウン・センター及び公共ガーデンにアルコール飲酒禁止ゾーンを導入

【1998 年】

- 4月 ノースフィールズ・スクールを救う運動の成功
- 7月 ウェスト・ダンスタブルにスピード・カメラを設置
- 12月 ジョン・モトソン氏によりメイフィールド・ファミリー・センターがオープン

【1999 年】

- 2月 グリーン・レーン(車の通行ができない地域を指定する)の住民実態調査を実施
カウンシルはダンスタブル大学とハーツ大学との合併に反対
- 4月 ミレニアム委員会補助金にて「フォト 2000 プロジェクト」を開始
- 7月 ダウンサイドのレクリエーション・グラウンドにバスケットボールコートを設置
- 10月 「ストリート・アヘッド」を発行
- 11月 タウン・センターのクリスマス・デコレーションを再開
- 12月 ミレニアム式典

【2000 年】

- マーケット・クロス(市場の十字架)を設置
- グローブ・ハウス・ガーデンにパフォーマンス・エリアを設置
- ダンスタブル共同墓地をさらに拡大
- 5月 グローブ・ハウス・ガーデンにて「プロムス・イン・ザ・パーク」を開催
- 6月 11 日 航空訓練部隊、海軍士官学校生、陸軍士官学校生部隊の 460(ダンスタブル)
大隊にフリーダム・オブ・エントリーを授与
- 6月 30 日 第2部隊のロイヤル・アングリアン連隊によるフリーダム・パレードの実施

¹⁸ 第二次世界大戦で連合国が日本に勝利した 1945 年8月 15 日のことを VJ Day(final military Victory to Japan)と呼ぶ。

- 9月 グローブ・ハウス・ガーデンにおいて、初のフォーク・コンサートを開催
11 月 初のチューダー・フェスティバルを開催
 鉄道及びバス路線の住民調査を実施
 戦没者記念碑の修復

【2001 年】

- 2月 高齢者の健康生活プロジェクトを開始
8月 ダンスタブル・マーケットがザ・スクエアへ移転

【2002 年】

- 5月 新しい選挙区境界が導入され、議員が 20 名から 21 名に増加
 公式な連携前に Bourgoin-Jallieu (フランス) から市民団が訪問
6月 プロムス・イン・ザ・パークを含む 50 周年記念祝典を開催
 ペッパコーン・パークにBMX (自転車モトクロス) 用のトラックを設置
7月 バイパスに関する嘆願書は 25,000 名の署名を集め、下院に提出された
9月 ザ・スクエアの改修
10 月 タウン・ウェブサイトを開始
11 月 カウンシルは追悼式の組織を委譲された
12 月 覚書にサインするために Bourgoin-Jallieu (フランス) を答礼訪問

【2003 年】

- ベネット・メモリアル・レクリエーション・グラウンドのテニスコートを改修
7月 政府がノーザン・バイパスの計画を承認
8月 ダンスタブル北西部に今後 25 年間で 43,000 戸の家を建築するという政府の計画に反対する嘆願書に 27,000 名が署名

【2004 年】

- 5月 プライオリー・ハウス(Priory House)を 110 万ポンド(約 2.2 億円)の宝くじ補助金で購入
10 月 タウンの公共交通ニーズ調査を実施
 コネクションズ(アドバイス機関)をザ・プレースに移転
 クオリティー・パリッシュ・カウンシル・ステータスを取得

【2005 年】

- 1月 プライオリー・ハウスを文化遺産とし、情報センター(案内所)へと改装する作業を開始
2月 トランスリンク(現在使用されていないルートンーダンスタブル間の線路に沿って建設される誘導バス専用道路の計画)への住民調査を開始
4月 グローブ・ハウス・ガーデンズとブルワーズ・ヒル・ロードに新たにプレイエリア(子供の遊び場)を設置



正装しているタウン・メイヤーの Andrew Fairbairn 氏(右から 2 人目)、リーダーの Brenda Boatwright 氏(中央)、タウン・クラークの Richard Walden 氏(左端)。右端は筆者。



事務所 (Grove House) 内にある会議室。ここで議会の会議が開催されている。

第4章 パリッシュ全国大会（NALC Annual Conference）に出席して

NALC は第1章第4節の表（7頁）中にあるように、全国大会を年1回開催しており、全国のパリッシュ議員や事務責任者が毎年多く参加している。当事務所からも 2003 年大会（平成15年：ウェールズの首都カーディフにて開催）から参加しており、私は 2004 年大会（平成 16 年：ノース・ヨークシャーのスカールボロにて開催）と2005年大会（平成 17 年：ウェスト・サセックスのイーストボーンにて開催）に連続して参加する機会を得た。

【2005 年大会の概要】

開催日：2005 年9月 23 日（金）～9月 25 日（日）の3日間

開催場所：イーストボーン

概要：

パリッシュと関係の深い団体・組織の長が行う基調講演と分科会（大規模パリッシュ向けと小規模パリッシュ向けの分科会と両者共通の分科会がある）を中心にプログラムが構成されているが、大会の雰囲気はそれほど堅苦しくなく、むしろかなりくつろいだものである。中日にはテーブル・ディナーもあり、講演や分科会のみでなく、パリッシュ間での情報交換や意見交換が大会全体を通して行われていた。

大会の2日目には当事務所「Japan Local Government Centre」からの参加者も紹介を受けた。日本からの大会参加者はやはり珍しいのか、多数の参加者から日本に関する質問を受けたり、約 2,000 人規模のあるパリッシュ（ヴィリッジ・カウンスル）の女性事務職員からは日本の村（ヴィリッジ）の運営について興味があるので、来年の大会ではぜひそのことで講演をしてくれないかという提案もいただいた。

NALC が年4回発行している「Local Council Review」の 11 月号の1面で取り上げられた大会の記事を紹介する。

☆ ☆ ☆

活力に満ちた未来が目の前に。

NALCの全国大会がイーストボーンで9月 23～25 日の3日間開催され、パリッシュは自分たちの地域コミュニティの活力を増進させるためにどのようにサービスと機能をさらに発展させることができるのかを示した。代表者約 500 人が会議に参加し、基調講演のスピーカーとして、地方自治体協議会（Local Government Association、以下「LGA」と標記）のサンディ・ブルース＝ロックハート会長、田園地方庁（Countryside Agency）のスチュアート・バーゲス長官、NALC のケン・クリアー理事長、そして NALC のジョン・フィンドレイ事務総長らが参加した。

ケン・クリアーNALC 理事長は「ローカル・コミュニティは、公共サービス及び機能が彼らに譲渡される方法について支配権の欠如を感じており、これが権限委譲への幻滅につながっている。地域住民は、パリッシュやタウン・カウンスルのような近隣地域の伝達手段を経由して、彼らが日常生活で使用するサービスにおけるよりよい発言力またはより大きな程度の所有権を与えられたのだ。」と述べた。

ジョン・フィンドレイ NALC 事務総長は「地方自治体に変化をもたらす新たな原動力が必要

であり、この原動力は近隣地域の調整をもつばらの焦点とすべきである。この焦点の範囲内で、パリッシュとタウン・カウンシルはもし彼らがそう望むのであれば、より多くのサービスを地方自治体の他の層から引き受けることができるべきである。」と要望した。

サンディ・ブルース＝ロックハート LGA 会長は「サービスの地方分権化は基礎的地方自治体だけでは終わらない。それはこれらの基礎的地方自治体のカウンシルを経由してパリッシュやタウン・カウンシル、他の近隣地域グループにまで到達するのである。」と述べた。



年4回出版される「Local Council Review」。左は 2004 年 11 月号で当事務所参加者も1面の写真に登場している。右は 2005 年 11 月号。どちらも全国大会のことに触れている。



大会会場のウィンター・ガーデン (Winter Garden)



NALC のケン・クリアー理事長(写真左)及びブライアン・カー前理事長(中央)と談笑する内貴所長(右)



中日の Conference Dinner の様子。英国での会議には出席者のパートナーもディナー等に同伴できるのが特徴である。ディナーでは表彰式の後、バンドによる演奏もあった。

資料編

【資料1】 パリッシュ・カウンシルの権限一覧

機 能	権限 & 義務	関連法案
市民菜園	貸付菜園を提供する義務。貸付菜園に供する土地を改良、改造し、利用権を貸し出す権限	Small Holding & Allotments Act 1908, ss. 23, 26, and 42
浴場と洗濯所	公共の浴場と洗濯所を供する権限	Public Health Act 1936, ss. 221, 222, 223 and 227
埋葬場、 共同墓地、 火葬場	取得し維持管理する権限 提供する権限 記念碑、記念物の維持管理に合意する権限 墓地の費用を負担する権限	Open Spaces Act 1906, Ss 9 and 10; Local Government Act 1972, s. 214; Parish Councils and Burial Authorities (Miscellaneous Provisions) Act 1970, s. 1 Local Government Act 1972, s. 214(6)
屋根付きバス 停留所	屋根付き停留所を提供、維持管理する権限	Local Government (Miscellaneous Provision) Act 1953, s. 4
地方条例	遊園地、 駐輪所、 浴場と洗濯所、 空き地と埋葬場、 遺体安置所と検死室 に関する地方条例を定める権限	Public Health Act 1875, s. 164 Road Traffic Regulation Act 1984, s.57(7) Public Health Act 1936, s.223 Open Spaces Act 1906, s.15 Public Health Act 1936, s.198
時計	公共の時計を提供する権限	Parish Councils Act 1957, s.2
閉鎖された教会 の敷地	管理維持に関する権限	Local Government Act 1972, s.215
共同放牧地	共同放牧地の提供に関する権限	Smallholdings and Allotments Act 1908, s.34
会議施設	施設を提供し、その利用を促進する権限	Local Government Act 1972, s.144
公民館	建物を、運動、社交、レクリエーション目的のクラブが使用できるように提供し、整える権限	Local Government (Miscellaneous Provisions) Act 1976 s.19
犯罪防止	機材を設置して維持管理する権限と、犯罪の発見と予防のための制度をつくり、維持する権限	Local Government and Rating Act 1997, s.31
下水	池や排水溝についての権限	Public Health Act 1936, s.260
裏面に続く		

機 能	権限 & 義務	関連法案
娯楽と芸術	娯楽の提供と芸術の支援	Local Government Act 1972, s.145
贈答品	受理する権限	Local Government Act 1972, s.139
道路	歩行者道、乗馬用道を維持管理する権限 道路と公共の場の照明を行う権限 ゴミ箱の供給 自転車、自動車、その他の車両の駐車場所を提供する権限 専用道路化、道路の拡張についての合意を取り付ける権限 道路脇の座席や屋根付き待合所を提供する権限 公の費用で行う幹線道路の維持管理を終了する、または幹線道路を通行止めにする、迂回させるには、パリッシュ・カウンシルの承諾が必要 道路交通公団に、幹線道路の不法な通行止め、障害物、路肩の廃棄物の不法な侵害について苦情を申し立てる権限 交通標識および、危険を警告する物、機器を設置する権限 木を植えたり芝生の縁を配置したりする権限。またそれを管理維持する権限	Highways Act 1980, ss.43,50 Parish Councils Act 1957, s.3; Highways Act 1980, s.301 Litter Act 1983, ss.5,6 Road Traffic Regulation Act 1984, ss.57,63 Highways Act 1980, ss.30,72 Parish Councils Act 1957, s.1 Highways Act 1980, ss.47,116 Highways Act 1980, s.130 Road Traffic Regulation Act 1984, s.72 Highways Act 1980, s.96
投資	集団投資の制度に参加する権限	Trustee Investments Act 1961, s.11
土地	合意に基づき土地を収用、処分する権限 土地の贈与を受ける権限	Local Government Act 1972, ss.124, 126, 127 Local Government Act 1972, s.139
ゴミ	置き場の提供	Litter Act 1983, ss.5,6
宝くじ	振興する権限	Lotteries and Amusements Act 1976, s.7
遺体安置所と検死室	遺体安置所と検死室を提供する権限	Public Health Act 1936, s.198
裏面に続く		

機 能	権限 & 義務	関連法案
空き地	土地を取得し、維持管理する権限	Public Health Act 1875, s.164 Open Spaces Act 1906, ss.9 and 10
パリッシュ文書	保管先を決める権限	Local Government Act 1972, s.226
電気通信施設	電気通信施設提供における損益分を、公共の電気通信オペレーターに支払う権限	Telecommunications Act 1984, s.97
公共の建物と村のホール	一般市民の会議や集会用に建物を提供する権限	Local Government Act 1972, s.133
公衆便所	提供する権限	Public Health Act 1936, s.87
レクリエーション	土地を取得し、公の遊歩道、遊園地、空き地を提供し、それを維持管理する権限 体育館、運動場、休暇村を提供する権限 ボート池の提供	(Local Government Act 1972, Sched.14 para.27 参照) Public Health Act 1875, s.164 Public Health Acts Amendment Act 1890 s.44 Open Spaces Act 1906, ss.9 and 10 Local Government (Miscellaneous Provisions) Act 1976, s.19 Public Health Act 1961, s.54
タウンとカントリー計画	建築許可申請の通知を受ける権限	Town and Country Planning Act 1990, Sched.1, para. 8
観光	観光客の呼び込みをはかり、会議場その他の施設を提供する権限	Local Government Act 1972, s.144
交通緩和	交通緩和制度に金銭的補助をする権限	Highways Act 1980, s.274A
交通輸送手段	車共有制度、タクシー料金割引、交通手段についての情報に関する権限 バスのサービスに補助金を出す権限	Local Government and Rating Act 1997, s.26, 28 and 29 Transport Act 1985, s.106A
戦没者追悼記念碑	戦没者追悼記念碑を維持、修理、保護、改変する権限	War Memorials (Local Authorities' Powers) Act 1923, s.1; as extended by Local Government Act 1948, s.133
水の供給	井戸、湧き水、小川を有効利用し、それから水を得る設備を供給する権限	Public Health Act 1936, s.125

「The Quality Parish and Town Council Scheme The Quality Parish Explained」
(ODPM 2003 年6月) 25～27 頁を基に作成

【資料2】クオリティ・パリッシュ&タウン・カウンスル制度の申請用紙

「クオリティ」パリッシュ・カウンスル制度：申請用紙

- 1 クオリティ・パリッシュとして認められるために、パリッシュ/タウン/シティ・カウンスル(※1)が満たさなくてはならない主な条件、もしくは合格すべき「試験」が以下示されています。該当する欄に印をつけ、必要書類を添付してください。
- 2 準備が整いましたら、この用紙に「National Association of Local Councils」を支払い先とする小切手を添えて、該当する認定委員会に提出してください。記載した回答に対して、更に質問を受ける場合、或いは追加で裏づけ資料の提出を求められる場合があります。申請が無事認可されたかどうか、通知があります。
- 3 本書の写しは、記録として保管され、いつでも閲覧できることとします。

はじめに

- 4 クオリティ・パリッシュ・カウンスルは、自らのコミュニティの全体を代表し、コミュニティ全体に積極的に関わっていること、そして正しく運営されていることを明示することができます。
- 5 よって、クオリティ・パリッシュ・カウンスルとなるためには、パリッシュ・カウンスルは、予想される拡充した役割を担う能力があると示すために、上記を証明する「試験」に合格しなくてはなりません。
 - a) 議席の80%以上が前回の選挙(※2)で選出された議員によって占められていること。或いは、パリッシュ・カウンスルが既にクオリティ・パリッシュに認証されており、再度クオリティ・パリッシュの認証に向け申請している場合[4年の期間の満了時に]は、議席の100%が前回の選挙で選出された議員によって占められていること。(※3)
 - b) 有資格の書記官がいること。
 - c) 地方の業務規定を採択していること。
 - d) 毎年6回以上の議会を開いていること。
 - e) 年次報告書を発行していること。
 - f) パリッシュ・カウンスルの活動について、住民に定期的に情報提供していること。
 - g) 正しくまとめられ、監査を受けた会計報告があること。
- 6 パリッシュ・カウンスルは、どうしても規模、資力、状況に応じ、それぞれ異なった方法で責務を果たしたり、有権者との意思疎通を図ったりしています。あるパリッシュでは可能であり妥当であるものが、別のパリッシュではそうでない場合があります。この用紙では、コミュニケーションについての試験で、パリッシュがコミュニティの代表であり、コミュニティに関わっていることを示す、様々な手段が示されており、条件達成にある程度の柔軟性を持たせることで、アプローチの違いに対応しています。これら全てを満たす必要はありませんが、全パリッシュ・カウンスルにできるだけ多くを満たすよう推奨しています。

※1 これ以降、パリッシュ・カウンスルと記載の箇所は、タウン・カウンスルとシティカウンスルも含むこととする。

※2 通常のパリッシュ選挙で、空席を満たすに十分な数の有効な候補者がいない場合は、残った議席を埋めるため、他の人たちが議会選任、指名される場合がある。(1985年人民の代表法(Representation of the People Act)第21条と、1983年人民の代表法(Representation of the People Act)第39条参照のこと)

※3 パリッシュが、クオリティ・パリッシュの再認定を望む場合は、全議席が選出議員で占められるようにするため、選出されるかわりに議会選任、任命された議員は、前回の選挙、或いはその前に引退している必要がある。(これは同人が選挙に立候補するのを何ら妨げるものではない)空席(空席のままか、その後補充されたかには関係なく)は、前回の選挙で合法的に立候補した者が選挙に出馬できなくなったか、前回の選挙で、100%の議席が議員によって占められた後に空席が発生した場合は、クオリティ・パリッシュの認定目的には関係ないものとする。

選挙制度	数
1. 議席数	
2. 前回の選挙に候補者として立候補した議員の数	
3. 議会によって選任された議員の数	
4. 選出された代表の割合〔パーセント〕(※4)	%

前回の選挙結果を添付してください。

書記官の資格	はい	いいえ
1. 記官は、AQA(資格評価団体)認定の、地方カウンスル総務についての証書を取得しているか？		
あるいは、(2007年までは)：		
2. グロスターシャー大学認定の、地方政策(Certificate of Higher Education Local Policy)もしくは地方議会総務(Certificate of Higher Education in Local Council Administration)についての、高等教育証書を取得しているか？		

認定証の写しと、その他関係すると思われる資格、経験などの詳細を添付してください。

会 議	数	
1. この申請に先立つ12か月間に、パリッシュは幾つの会議を開催したか？		
	はい	いいえ
2. 会議は全て、或いは部分的に、一般に公開されているか？(※5)		
3. パリッシュ・カウンスルは毎年6回以上議会を開いているか？(カウンスルの年に一度の定例会を含む)		
4. 議員全員が議会に出席するか、欠席届を出しているか？		
5. 議会の3日以上前から、議会の告示は公に掲示されているか？		
6. 議会の議事録は公表され、パリッシュ内の有権者が閲覧できるようになっているか？		
7. 議会が開かれてから2ヶ月以内に議事録が公表されているか？		
8. 議会で、一般の参加者のために時間が設けてあるか？		

昨年出席記録および議会の議事録を添付してください。

※4 2欄を1欄で割った数のパーセント表示

※5 「いいえ」の場合は、非公開の議会とする必要性と、非公開の議会が幾つあるのかを説明すること。

コミュニケーション:必須	はい	いいえ
1. パリッシュ・カウンスルの全ての活動について、ニュースレターその他の出版物を通じ、昨年一年間、有権者に定期的に情報を提供したか。		
2. その場合、一年に4回以上発行したか？		
3. それには、議員と職員の一覧および、連絡先が掲載されていたか？		
4. そのうちの一つには、(会計の概要を含む)年次報告書の概要が掲載されていたか？		
5. それは、掲示板や村の集会所など、簡単に入手できる公の場に置かれていたか？		
コミュニケーション:任意 9個以上に「はい」と答えられること:		
1. 報告書は、パリッシュ・カウンスル地域の全世帯に送付されたか？		
2. 年次報告書には、年間にカウンスルが行った活動についての報告書概要が載っていたか？		
3. パリッシュ計画があるか？あるいは町や村の計画に寄与したか？		
4. 地方自治体サービスと、パリッシュ・カウンスルの活動についての、情報／利用窓口を提供しているか？		
5. この利用窓口は、ディストリクトとカウンティ・カウンスルにオンライン接続されているか？		
6. 地方自治体サービスとパリッシュ・カウンスルの活動についての情報は、全世帯に配布されているか？		
7. 域内の有志団体その他コミュニティ団体と、繋がりを築いているか？		
8. パリッシュ・カウンスルには、一般市民が利用できるEメールアドレスがあるか？		
9. 議会メンバーと職員の一覧およびその連絡先がわかり、年次報告書にもアクセスできるような、パリッシュのホームページがあるか？		
10. 議員は、地域住民のための、「面談時間」を定期的に設けているか？ (年間6回以上)		
11. 市計画の案件について、住民に意見を聞くか？		
12. 該当する基礎的自治体に、パリッシュ・カウンスルの活動について常に最新情報を与えているか？		
13. 地域の図書館、商店、その他公共の場所で、パリッシュ・カウンスルの活動について公報しているか？		
14. 地元新聞で、パリッシュ・カウンスルの活動について広報しているか？		
裏面に続く		

コミュニケーション:任意〔続き〕	はい	いいえ
15. ディストリクト・カウンシルの出版物に、パリッシュ・カウンシルの活動について必ず記載があるようにしているか？		
16. パリッシュ・カウンシル地域に影響する地元の問題について、有権者に意見を聞いたり、アンケート調査を行ったりしているか？		
17. パリッシュ・カウンシルの活動について、情報リーフレット、冊子などをだしているか？		

ニュースレター、雑誌、地元紙やディストリクト・カウンシル出版物の記事、掲示板、公共の場所のリーフレットなど、情報がどのようにあなたのコミュニティに伝わるかの例を挙げてください。また、地域コミュニティの意見を聞き、またコミュニティに情報提供を行う、これ以外の方法の例を挙げてください。地域の人々がどのようにパリッシュ・カウンシルに連絡を取るのか、またどうやって、パリッシュが有権者の意見を必ず代表するようにしているのかについての詳細も提出してください。

年次報告書	はい	いいえ
1. 最新の年次報告書は翌年の6月30日までにまとめられ、公表されたか？		
2. 年次報告書は、パリッシュ・カウンシル域内の有権者が閲覧できるようになっているか？		
3. 基礎的自治体のオフィスと地元図書館に置かれ、一般に入手できるようになっているか？		
4. 年次報告書には、議会メンバーと職員の一覧および、その連絡先が載っているか？		
5. それには、パリッシュ・カウンシルの会計概要も載っているか？		
6. それには、カウンシルの業績について概略を述べた、議長メッセージが載っているか？		

会計	はい	いいえ
1. 最新版の決算報告は、会計監査規制の要件にそってまとめられたもので、また報告書は、外部監査人からの無限定監査報告を受け取ったか？		
2. パリッシュ・カウンスルは、会計監査規則(Accounts and Audit Regulations)に基づき、有権者が権利を行使する、正当な機会を提供した？		
3. 最新版の決算報告は、会計年度末から9か月以内に公表されたか？		
4. パリッシュ・カウンスルは、「パリッシュ全国組織(NALC)と地方議会書ソサイエティ共著の実施の手引き」に記載された内容に配慮しながら、内部管理に必要な機構を維持しているか？		
5. 決算記録の内部監査について、また内部管理の機構について、会計監査規則(Accounts and Audit Regulations)に則り、また「パリッシュ全国組織(NALC)と地方議会書記官ソサイエティ共著の実施の手引き」や「CIPFAの業務綱領」に記載の内部監査に関する手引き書に注意を払った、充分で効果的なシステムがあるか？		

最新の監査済み決算書の写しを提出してください。或いは、年間の収入もしくは支出が£500,000に満たないパリッシュの場合は、監査済みの年次報告書を提出してください。また、昨年の内部監査報告書をすべて、提出してください。

倫理の枠組み	はい	いいえ
パリッシュ・カウンスルは、地方の行動規範の受け入れを議決したか？（行動規範が票決しないまま適用されたのではなく）		

規範の写しと、議決の日付を添付してください。

「The Quality Parish and Town Council Scheme The Quality Parish Explained」
(ODPM 2003年6月) 59～66頁を基に作成

参考文献等

【日本語文献】

- ・「パリッシューイングランドの地域自治組織(準自治体)の歴史と実態―」
(山田光也著 北樹出版 2004年2月25日)
- ・「英国の地方自治」((財)自治体国際化協会(CLAIR) 平成15年1月31日)
- ・「パリッシュ政府百年史 1894～1994」((財)自治体国際化協会 1996年3月)
- ・「パリッシュにみる自治の機能～イギリス地方自治の基盤～」
(竹下譲著 イマジン出版 2000年8月5日)

【英語文献】

- ・「The Quality Parish and Town Council Scheme The Quality Scheme Explained」
(Office of the Deputy Prime Minister June 2003)
- ・「Charters for Town and Parish Councils and Principal Local Authorities:A Good Practice Guide」(The Local Government Information Unit April 2005)
- ・「New parish and town councils in urban areas:Communities and DIY democracy」
(Mark Bevan Joseph Rowntree Foundation July 2003)
- ・「Parish and town councils and neighbourhood governance」(Ines Newman Joseph Rowntree Foundation July 2005)
- ・「The future of local government:Developing a 10 year vision」(Office of the Deputy Prime Minister July 2004)
- ・「Sustainable Communities:People, Places and Prosperity」(Office of the Deputy Prime Minister January 2005)
- ・「Vibrant Local Leadership」(Office of the Deputy Prime Minister January 2005)
- ・「Citizen Engagement and Public Services : Why Neighbourhoods Matter」(Office of the Deputy Prime Minister January 2005)

【定期刊行物】

- ・Local Council Review
- ・THE MJ(The management journal for local authority business)
- ・LGC(Local Government Chronicle)

【ウェブサイト】

- ・National Association of Local Councils <http://www.nalc.gov.uk/>
- ・ウェストン・スーパー・マーア・タウン・カウンスル
<http://www.weston-super-maretowncouncil.gov.uk/infopage.asp?infoid=272>
- ・ダンスタブル・タウン・カウンスル <http://www.dunstable.gov.uk/>

このレポートは、ロンドン事務所所長補佐の福島哲也が当事務所のイルメリン・キルヒナー (Irmelinda Kirchner) 主任調査員の協力を得て執筆したものである。執筆にあたっては、当事務所の内貴所長、小山次長の監修を踏まえた。また事前調査に際しては、NALCのケン・クリアリー (Ken Cleary) 理事長、ブライアン・カー (Brian Kerr) 前理事長、ジョン・フィンドレイ (John Findlay) 事務総長の各氏から貴重な情報とご示唆をいただき、実際に訪問した二つのパリッシュでは、ウェストン・スーパー・メア・タウン・カOUNシルのタウン・クラーク (Town Clerk) : リンダ・ラーター (Linda Larter) 女史、ダンスタブル・タウン・カOUNシルのタウン・クラーク: リチャード・ウォールデン (Richard Walden) 氏から様々な情報を提供していただき、お礼を申し上げる。

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第284号	パリッシュの動向	2006/8/11
第283号	英国の情報開示と保護－情報自由法とデータ保護法を中心として－	2006/6/15
第282号	英国政府報告書②	2006/6/15
第281号	英国政府報告書①	2006/6/15
第280号	オーストラリアにおけるボランティア	2006/3/17
第279号	韓国の雇用政策－若年層及び高齢者に対する施策を中心として－	2005/12/27
第278号	英国の地方政府会計制度詳解－経常会計と資本会計の改革の実態－	2005/12/27
第277号	韓国の地方分権政策－地方分権5カ年総合実行計画策定－	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政－第4の地方団体－	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について－企業支援施策を中心に－	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加－交通計画における合意形成手法－	2005/7/12
第264号	米国における災害対策－地方政府内外での行政機関の連携－	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画－その制度と現状－	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティー協議会(ネイバーフッド協議会／近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16
第242号	中国の地方行政改革	2003/6/6

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。

